

パブリック・コメント実施結果について

パブリック・コメントにお寄せいただいた意見と、その意見に対する市の考え方を公表します。
貴重な意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 意見の提出状況

計画案等の名称	第3次守谷市環境基本計画(案)		
意見提出期間	令和7年12月5日(金)から令和8年1月6日(火)まで		
意見提出者数	2人	意見件数	6件
意見の反映結果	A：意見の内容が計画案に含まれているもの B：意見を踏まえた修正・対応をするもの C：意見または要望として承ったもの		

※ いただいた意見は、概要を掲載しています。

※ パブリック・コメントは、いただいた意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためものではありません。

※ いただいた意見のうち、本計画案の内容に関する意見ではない所感などについては、関係課に傳達しました。

2 寄せられた意見の概要と意見に対する市の考え方

番号	該当ページ	意見の概要	意見の反映結果	意見に対する市の考え方
1	P.42、43、49、50	守谷には緑が多く残されていますが、クズ、キツタ(木蔦)、テイカカズラ他の植物で木本来の姿が失われて居り景観上も良くありません。ついては、こうした木以外の植物を除去する活動を追加してはどうかと思っています。	A	<p>本市には多くの緑が残されていますが、農地や里山では、これまで管理してきた方やボランティア等の高齢化により管理ができないといった課題があり、また、居住地域に近いエリアでも植物が繁茂するなど管理ができていない空き家や空き地があることも課題となっています。</p> <p>そのため本計画では、方針1において公園や街路樹等の整備及び適正管理、方針3において住居や所有地の適正管理、環境美化活動の推進等を掲げています。</p> <p>今後も関係部署と連携して現状把握に努めながら、市ホームページや広報紙等を通して所有者の適正な管理</p>

				<p>を周知するなど緑や景観の保全に取り組んでまいります。</p> <p>【原案のとおりとします】</p>
2	P.2 ~13	<p>P.2~13 について、環境基本計画の概要を示し、そこだけ見れば内容を概ね理解できるような構成となっているが、これにより環境基本計画の位置づけや意義が却って曖昧になってしまうと思う。「環境基本計画」とは次の10年間の中長期的な課題と目標を設定することにより関連諸施策(及び市民の環境行動)に一貫性、整合性を持たせるためのものと思う。そのため、P.2~13については第5章あるいは第6章のなかにその内容をまとめた方が計画の位置づけは分かりやすくなると思う。</p> <p>P.2~13 については「環境基本計画」の概要・解説版、もしくは環境計画を達成するための手引き書として別にパンフレットを作成、配布しても良いと思う。</p>	C	<p>本計画策定のために実施した市民アンケートにおいて、前計画の内容を少しでも知っていると回答した方が約7%しかおらず、市民のほとんどが策定されていることさえ知らない状況となっています。さらに、教育部署との打合せの際に、将来を担っていく子ども目線でこれまでの計画書を見た場合、興味を持ちにくいとの意見がありました。</p> <p>それらを踏まえ、守谷市環境審議会や守谷市環境施策検討委員会において、本計画を作成する上で優先すべきは、本市が行う環境に関する取組を知り、興味を持ってもらうことであると結論付けました。そのことから、一般的な計画書の構成を残しつつも、これまでの市の取組、市民や事業者が取り組めること、コラムなどにより、分かりやすく、興味を持ってもらえるような内容とすることを念頭に議論してきた結果、計画書を見た時に、最も目に入りやすい P.2~13 のような冒頭部分を設けることとした経緯がございます。</p> <p>また、本計画では、「概要版」と「子ども概要版」を併せて作成し、より多くの方が守谷市の環境に興味を持っていただけるよう情報発信を行ってまいります。</p> <p>【原案のとおりとします】</p>

3	P.44、 45	<p>前回の市民参加による自然調査(平成 4-9)から 30 年近く経過している。</p> <p>その間、市内の自然環境は大きく変わって来ていると思うし、希少生物を保全するには現状を把握しアップデートしていくことが重要と思う。市民の自然環境や野生生物に対する意識を高めるためにも、次期計画期間中にこのような調査を実施できないか。</p>	A	<p>「方針2 生物多様性の保全に取り組む」(P.44)の取組の方向性における文章で、本市の自然生態系を把握するため、調査方法を有識者と市民団体等と協力して検討する旨を記載しております。</p> <p>調査の実施については、関係部署や有識者・市民団体等とともに検討してまいります。</p> <p>【原案のとおりとします】</p>
4	p.49	<p>守谷市では「ヤクルト 2 軍施設、守谷 SA スマートインターチェンジ供用開始、都市軸道路利根川橋梁建設」等が予定されており、これらに対して「環境美化、不法投棄防止に向けた取り組みを進める」とのことだが(p.49)、市の周縁部では比較的自然環境が残り、希少生物なども残っている地域があると想像される。これらの開発行為に対してはアセスメントの対象にならないのか。</p> <p>県の条例では対象とならないかもしれないが、総合公園新設事業なども合わせると面積的にはかなりの広さになると思う。環境美化や不法投棄防止の他にも広範な環境影響評価を行う必要はないのか。</p>	C	<p>大規模な開発については、「環境影響評価法」や「茨城県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価制度が運用されています。</p> <p>法律や条例の対象外となる開発については、隣接するような場所で複数の開発が行われ、合わせると大規模となる開発の場合でも、事業者や事業目的、開発時期が違うなどの場合は、評価実施の対象とはなりません。</p> <p>市としては、国・県と連携を取りながら開発計画等の把握に努め、環境への配慮等の実施及び開発事業者への適切な働きかけを実施してまいります。</p> <p>【原案のとおりとします】</p>
5	p.46 p.51	<p>最近問題になりつつある PFAS 等の環境問題について、社会的関心も高まっている(p.46)。守谷市独自の取</p>	C	<p>国や県、近隣自治体等と連携して関連情報を収集・共有し、市ホームページや広報もりや等の媒体を通して、市民や事業者に対して分かりやすく発信</p>

		組というのは難しい点はあると思うが、引き続き情報収集と発信(p.51)などを続けて頂きたいと思う。		してまいります。 【原案のとおりとします】
6	p.62	<p>最近の報道などで話題になっていることに無秩序な太陽光発電の増加による弊害や開発規制がある。</p> <p>「遊休地を利用した太陽光発電の導入を促進(p.62)」に取り組む必要はあると思うが、一方で、守谷市においても不適切な太陽光発電設備の設置、管理について市からの指導に従わず勧告を受けた事例があると聞いている。事業者の善意に頼るだけでは解決しない問題なので、今後も市の適切な対応を期待している。</p>	C	<p>無秩序な太陽光発電施設の導入により自然環境や景観への悪影響を引き起こしている事例が全国で発生しております。</p> <p>事業者による不適切な太陽光発電設備の設置・管理等については、関係部署だけでなく、県や近隣自治体等と連携し、適切な対応を図ってまいります。</p> <p>【原案のとおりとします】</p>